

一、村西北に葭野四方所有、御役金二分、葭五十把、年々上納。

一、漆役木数百九十本分、蠟漆上納而不足の分代金上納。

一、逆瀬川へ御年貢米五斗四升宛年々葉柴、かくまを取。

一、軽井沢へ相場老斗五升宛年々出す、葉柴、かくまを取。

一、中荒井へ金老奴銭八百匁年々出、大川舟橋を渡る。

一、家職、繩延、替当。

文化六年風土記より

宮袋村

府城の西に当り行程一里二十四町、三区に分る。南を新屋と云。家数十九軒、東西三十九間、南北四町四十五間。此より五十間戌亥の方を館越と云。家数三軒、東西三十三間、南北二十四間。此より二十間余戌亥の方を古屋敷と云。家数九軒、東西四十三間、南北一町三十一間、共に西南は宮川に近く、東北は田圃なり。東四町五十四間寺堀村の界に至る。其村は寅に当り七町三十間余、西三町三十二間、大沼郡高田組境野村に界う。南一町、高田組佐布川村の界に至る。其村まで七町四十間余、北四町二十七間、鷺林村の界に至る。其村は丑に当り、六町余。又辰の方三町十間、本郡橋爪村組西麻生村の界に至る。其村まで十四町、戌の方四町四十二間、宮袋新田村の界に至る、其村まで七町。

○山川 宮川、俗に鶴沼川と云、下同、村より一町十間余申の方にあり、佐布川村の界より来り、戌亥の方に流るること三町余宮袋新田の界に入る。

○神社 富士神社、境内東西二十間、南北二十五間、免除地。古屋敷の戌亥の方にあり。何れの時勸請すと云ことを知らず。祭神は木花開耶姬命なり。鳥居、幣殿、拜殿あり。下荒井村坂内備前が司なり。相殿二座、若宮八幡、本村より移せり。稻荷神、同上

○寺院 本休寺、境内東西三十八間、南北二十間、年貢地、新屋敷にあり。山号を心宮山と云。開基詳ならず、文祿三年空鏡と